

統計改革推進会議最終取りまとめ
(平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定) (抜粋)

2 GDP 統計を軸とした経済統計の改善

(3) 生産面を中心に見直した GDP 統計への整備

② SUT 体系に移行するための基盤整備

関係府省は、サービス分野を含む経済・産業構造の現状を的確に把握するため、以下に掲げる取り組みを本年度から③のスケジュールに沿って順次進める。

- ・ 総務省は、来年度(事務局注:平成 30 年度)までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023 年度(事務局注:令和 5 年度)までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行うとともに、生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた産業分類の見直しを行う(下線は事務局。以下、同じ)。

令和 2 年 6 月 2 日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(抜粋)

第 1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上

(略)

SUT 体系への移行に向けた日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)の必要な改定や生産物分類の構築など統計基準の整備に取り組む・・・。

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上

ア 統計基準の整備

(略)

第Ⅱ期基本計画においては、統計法第28条の規定に基づく統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、おおむね5年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討することとしている。

一方、最終取りまとめにおいては、国民経済計算及びその基盤となる産業連関表のSUT体系への移行に向け、日本標準産業分類の見直しや、生産物分類の段階的な構造が求められている。

また、シェアリングエコノミーなど企業等における経済活動の多様化に対応するためには、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を把握するなど、経済統計のカバレッジ拡大に取り組むことが必要となっている。

このような状況も踏まえ、統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続きおおむね5年ごとに改定の必要性を検討する。特に、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むとともに、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理する。